

## 平成29年度 海岸保全施設操作補助員募集要項

### 1 募集職種

東京港建設事務所高潮対策センター 海岸保全施設操作補助員（地方公務員法第17条の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員）

### 2 職務内容

- ・水門、排水機場設備点検、運転時の計測、記録等の補助等
- ・設備操作、点検、運転作業時の周辺の警戒業務等
- ・点検時等の清掃、後片付け等
- ・点検、保守時の資機材運搬業務の補助等
- ・工具等の管理、メンテナンス業務等
- ・防潮堤、内部護岸の調査の補助業務等
- ・保守委託関連業務に関すること

### 3 採用予定人員

1名

### 4 勤務場所

東京港建設事務所高潮対策センター

- ・江東区辰巳1-1-33
- ・港区港南3-9-56（第二高潮対策センター）

### 5 募集要件

次の条件を全て該当すること。

- (1) 水門、排水機場等の海岸保全施設についての知識を有すること
- (2) 高潮対策活動に責任と熱意を有すること
- (3) 健康で、かつ、職務を遂行する意欲を有すること
- (4) 地震、台風、高潮等の非常時対応職場であるため、必要な場合に土日・祝祭日、夜間勤務の従事が可能であること
- (5) Windows系のパソコン等の基本的な操作を習得していること

### 6 勤務条件

#### (1) 任用期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成27年東京都規則第7号）の規定により4回を上限として、公募によらない再度任用を行うことができる。

#### (2) 勤務日数等

月16日勤務

(3) 勤務時間等

1日7時間45分勤務

(8時30分から17時15分まで、または、9時から17時45分まで)

休息時間は、常勤職員の例による。

ただし、所属長の命により、必要な場合は、土、日、祝日勤務及び超過勤務が生じることがある。

(4) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等、「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都規則第4号）」に定められた休暇の付与あり。

(5) 報酬及び費用弁償

・月額194,400円（予定）

（ただし、東京都職員の給与改定に準じて改定される場合あり。）

・第二種報酬（通勤費相当額を常勤職員の例により支給）

・公務により出張した場合には、規定により旅費を支給する。

(6) 加入社会保険（一部自己負担あり）

健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険を適用する。

(7) 福利厚生

健康診断、スポーツ等の元気回復事業及び給付・貸付等の互助事業を実施する。

(8) 服務

地方公務員法に規定する制限及び処分等の適用となる。

7 選考方法

書類審査及び面接を行う。

8 申込方法

以下の書類の提出による。

(1) 一般職非常勤職員申込書（第1号様式）（写真を貼付）

(2) 返信用封筒1通（合否通知等の郵送先住所、氏名を記入し82円切手を貼付）

※ 応募書類は返却しません。

9 申込先

〒108-0075

東京都港区港南3-9-56

東京都東京港建設事務所庶務課 庶務担当 宮田、須藤

電話 03-3471-0441

10 申込期限

平成29年2月13日（月）17時（必着）